

実績評価書(案)

資料6-1

(厚生労働省25(VI-4-1))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標VI-4-1)						
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <p>① 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ② 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③ 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p>						
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきた。</p> <p>また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきた。</p> <p>しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成24年度には66,701件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。</p> <p>配偶者による暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたことを背景として、平成13年4月に婦人相談所等が配偶者からの暴力の被害者である女性の相談・保護を行う配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が成立した。さらに、平成25年度の法改正により、同様関係からの暴力についても、同法の適用対象となった。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)についても平成25年度に改正され、婦人相談所がストーカー被害女性の支援を行う事が明記された。</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まれない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	101,831,083
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	101,831,083
	執行額(千円、d)	85,094,005	86,656,907	92,072,047	94,506,944		
関連税制	執行率(%、d/(a+b+c))	99%	99%	98%	97%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日		5年間を目指す(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしている。 ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合80%(市はすべて設置) ・小規模グループケアのか所数 800か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 ・里親等委託率 16%			
測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値 21年度 58.3%	実績値 21年度 58.3%	22年度 61.6%	23年度 64.8%	24年度 69.2%	目標値 25年度 80.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	○ (△)
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値 20年度 446か所	実績値 21年度 458か所	22年度 528か所	23年度 650か所	24年度 809か所	目標値 25年度 943か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	○ ○
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値 20年度 171か所	実績値 21年度 190か所	22年度 214か所	23年度 221か所	24年度 243か所	目標値 25年度 269か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	○ △
測定指標	指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値 20年度 10.5%	実績値 21年度 11.1%	22年度 12.0%	23年度 13.5%	24年度 14.8%	目標値 25年度 16.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	○ (△)
	指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値 23年度 27,453件	実績値 21年度 27,183件	22年度 28,272件	23年度 27,453件	24年度 30,000件	目標値 25年度 調査中(※) 前年度以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	27,453以上	○ (△)

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

(※)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成26年1月)により、対象者の範囲が拡大している。

	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ②
総合判定	<p>(判定結果) A</p> <p>(判定理由) 指標2の目標値は、平成24年度に達成し、また、指標1、3、4、5については、平成26年度の目標達成に向け、毎年度実績値が向上しているところである。これは、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていることによるものと考えられることから目標を達成していると判定した。</p>
施策の分析	<p>(有効性の評価) 児童虐待防止施策の充実を図るために、①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること、②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること、の両面からアプローチすることが重要と考えている。 ①については、子ども・子育てビジョンの中でも、「市町村における「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図ること等が盛り込まれており、各市町村に子どもを守る地域ネットワークが設置され、またその機能を強化していくことが、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に有効な施策であると考える。(測定指標1関係) ②については、平成23年7月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言に、家庭的で安定した人間関係の下で養育することができる環境の整備を進めること等が盛り込まれており、里親等の推進や、施設の小規模化、地域分散化の推進を行なうことが、虐待を受けた子どもの保護・支援の体制整備に有効な施策であると考える。(測定指標2~4関係) また、③については、配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図るために、厚生労働省において婦人相談所のガイドライン(指針)を策定するなど、各自治体が円滑に相談業務を実施できるよう支援しており、被害者からの来所相談に係る体制を拡充することが、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制整備に有効な施策であると考える。(測定指標5)</p> <p>(効率性の評価) 虐待認知件数等が増加する中、量と質の向上を目的として、厳しい財政状況の中で適宜費用の見直しを行い、毎年度の予算編成で必要な措置を講じている。</p> <p>(現状分析(施策の必要性の評価)) 要保護児童対策地域協議会が平成17年より法定化され、平成24年4月1日現在で98.4%の市町村で設置される等、着実に地域における児童虐待対応の体制は整備されつつある。一方、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を強化するためには、要保護児童対策地域協議会の機能面を強化していくことが必要であるため、協議会の調整機関への専門職員の配置を進めているが、指標1のとおり、その市町村の割合は着実に増加している。今後は、調整機関の職員の更なる専門性の向上を図っていくことが必要である。 測定指標2~4については、順調に数値を増やしているところであり、虐待を受けた子どもを、家庭的で安定した人間関係の下で養育することができる環境の整備が進んでいると評価できる。更なる環境整備に向けては、毎年度必要な予算措置を講じている他、施設、自治体の計画的な取組が必要と考えられることから、現在、平成27年度から平成41年度までの施設整備や取組についての計画(都道府県推進計画、家庭的養護推進計画)の策定を自治体及び施設に求めているところである。また、特に里親等の推進については、自治体の取組強化や里親支援の充実等の課題が明らかになっており、これらの課題への対応が必要である。 測定指標5については、相談件数が増加しているが、これは、ガイドラインの策定等により自治体が相談窓口業務の重要性を認識した結果、支援体制を整備したことによるものであると評価できる。</p>
評価結果と今後の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 測定指標1については、今後も、引き続き調整機関職員への専門性向上のための研修等の実施によりその機能を強化し、児童虐待に対する支援体制の充実を図っていく。 測定指標2~4については引き続き予算措置、都道府県推進計画、家庭的養護推進計画の策定支援等の取組を継続していきたいと考えている。特に里親等の推進のため、自治体の取組強化や里親支援の充実等の課題については、次年度に向け、自治体や里親支援団体等の意見も聴きつつ、取組強化を図っていく。 測定指標5について、今後も婦人相談員の増員等が必要であり、引き続き、婦人保護事業に係る予算措置や各自治体に対する支援等による支援体制の充実を図っていく。
次期目標等への反映の方向性	<p>(予算要求について) 以下の口で囲んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>(機構・定員について)</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL:http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL:http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000al1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL:http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈俊弥 虐待防止対策室長 川鍋慎一	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	------------	--------	------------------------------------	----------	---------